

SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論および SASB スタンダード・タクソノミのアップデートについての公開草案に対する見解

2023 年 8 月 8 日
非財務情報の開示指針研究会

- 「非財務情報の開示政策に関する研究会」は、質の高い非財務情報の開示を実現するために、どのような方向性を持つべきかを議論することを目的として、2021 年 6 月に経済産業省により発足した。本研究会は、情報開示に関連する様々なステークホルダーの有識者で構成されている。2023 年 5 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した公開草案に対してコメントする機会を与えられたことに感謝する。
- 本ペーパーは、これまでの研究会におけるレビューを踏まえ、下記の 3 点について、当研究会としての見解を整理するものである。
 - ① 本改訂アプローチに基づく SASB スタンダードの位置づけに関する意見
 - ② 方法論の目的（Methodology objective）及び全体的な方法論（Overall methodology）への賛同
 - ③ 改訂アプローチ（Revision approaches）に対する意見
- 本ペーパーが、IFRS 財団・ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）における更なる検討に貢献できることを期待する。

1. 本改訂アプローチに基づく SASB スタンダードの位置づけに関する意見

- SASB スタンダードの改訂については、ISSB のデュープロセスにのっとり、本公開草案の終了後、改訂後の SASB スタンダードについてのパブリックコメントが行われる予定であると認識しているが、そうであっても本公開草案で示されている SASB スタンダードの改訂方法は、極めて限定的な範囲を短期間で改訂するというものであることから、改訂後の SASB スタンダードは IFRS S1 号の考慮すべき参照資料という現状の位置づけを超えた使い方をされるべきではない。
- 2024 年 1 月に IFRS S1 号、S2 号の適用が開始され、世界各国の企業が導入を進めていく中で、IFRS サステナビリティ開示基準を適用する上での実務的な課題が明らかになってくることが予想される。当面はそのような実務上の課題のモニタリングに注力すべきであり、平行して SASB スタンダードの更なる改訂を行うことは適切ではないと考える。

2. 方法論の目的 (Methodology objective) 及び全体的な方法論 (Overall methodology) への賛同

- 本公開草案で提案されている方法論の目的が、SASB スタンダードの国際的な適用可能性を、内容の構成又は内容の当初の意図を実質的に変えることなく向上させることであること、また、当該方法論は、修正が一般目的財務報告書の利用者にとって SASB スタンダードの意思決定有用性を維持することを確保しつつ、修正により作成者にとっての適用のコストを増大させないように設計されていることに、賛同する。この目的に対して忠実に SASB スタンダードの修正が行われることを期待する。
- しかしながら、本公開草案で提案されている方法論が SASB スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるものであるために、後述のとおり改訂アプローチ 5 については再考が必要であり、それがかなわない場合でも改訂アプローチ 5 は慎重に行われるべきである。

3. 改訂アプローチ (Revision approaches) に対する意見

- 改訂アプローチ 1～4 については方法論の目的の範疇で国際適用性を向上することが出来ると考えるため、賛同する。
- しかしながら、改訂アプローチ 5 については、指標の新設を行うものであり、今回の目的の制約（構成及び意図の維持、意思決定有用性並びに費用対効果）を超える可能性、つまり、限定的な範囲の改訂の範疇を超えてしまう恐れがある。そのため、本改訂アプローチを今回の改訂アプローチに加えることについて、再考すべきである。それがかなわない場合でも、改訂アプローチ 5 の実行にあたっては、目的の制約を超えないよう慎重な検討が必要である。